

【別表】電気設備点検基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	工事中の点検	臨時点検
引 込 設 備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器 電線、支持物、ケーブル	絶縁抵抗測定		○※1		
受 電 設 備 (二 次 変 電 設 備) ・ 受 変 電 設 備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1		
		継電器の動作試験		○※1		
		継電器との結合動作試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験		○※2		
		絶縁油破壊電圧試験		○※2		
		内部点検		○※2		
	母線、計器用変成器、断路器、電力用ヒューズ、避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル その他機器	温度チェック	○	○		必要の都度
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1		
		絶縁油透明度チェック		○※2		
		絶縁油酸価度試験		○※2		
		絶縁油破壊電圧試験		○※2		
		内部点検		○※2		
		温度チェック	○	○		
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○		
		絶縁抵抗測定		○※1		
		継電器の動作試験		○※1		
		継電器との結合動作試験		○※1		
		温度チェック	○	○		
	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※3		
	構造物・配電設備 〔受電室建物 キュービクル式受・配電設備の金属製外箱等〕	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回／年	○		
		液温測定	1回／年	○		
		電圧測定	1回／年	○		

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	工事中の点検	臨時点検
負荷設備・受変電設備(低压)	電動機、電熱器、電気溶接機	外観点検	○	○	○	必要な都度
	その他の電気機器類	電圧・電流測定	○※4	○※4		
	照明装置	絶縁抵抗測定		○※1		
	配線及び配線器具	接地抵抗測定		○※3		
	接地装置	温度チェック	○	○		
	配電線路の電線等及び支持物	漏洩電流測定	○※5			
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要な都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○※6	○※6		
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○※1		
		接地抵抗測定		○※3		
	遮断器・開閉器	受電設備と同じ				
	その他の電気機器類					

注 (1) 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2) 工事期間中の点検は、電気設備点検基準に掲げる電気工作物を対象に「外観点検」を実施する。ただし、基礎・支持物等の工事中は、必要に応じて電話等による問診を実施する。

(3) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由により実施しない場合がある。

(4) ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年（遮断器・負荷開閉器）又は3年（変圧器）経過毎にそれぞれ行うものとする。なお、P C B混入の恐れがある場合は実施しない。

(5) ※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。

(6) ※3を付した測定は、前回の接地抵抗値が規定値の70%以下であり、設置設備に係る外観点検及び各機器と各接地極との導通確認の結果が良好な場合、その一部又は全部を省略する場合がある。

(7) ※4を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に実施する。

(8) ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定する。

(9) ※6を付した起動試験は、発注者の依頼により受注者が行う定期点検時に実施できない場合は、発注者の責任と負担において起動試験を実施し、その結果を書面等により受注者へ報告するものとする。